

教育民生常任委員会資料

令和6年3月15日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
議案関係	琴浦町税条例の一部改正について（追加議案）	税務課	・・・ 1
報告	ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言の表明について	町民生活課	・・・ 4
報告	鳥取中部ふるさと広域連合に係る使用料及び手数料の改定について	町民生活課	・・・ 7
報告	町内こども園・保育園における紙おむつの定額制サービスの開始について	子育て応援課	・・・ 9
報告	母子健康管理システム（母子保健DX）の進捗について（口頭報告）	子育て応援課	・・・ 口頭
報告	重層的支援体制整備事業について	福祉あんしん課 すこやか健康課 子育て応援課	・・・ 11
報告	第7期琴浦町障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）の策定状況について	福祉あんしん課	・・・ 33
議案関係	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について（追加補正予算）	すこやか健康課	・・・ 35
報告	健康ことうら計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について	すこやか健康課	・・・ 36
報告	第3期琴浦町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について	すこやか健康課	・・・ 37
報告	第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について	すこやか健康課	・・・ 38
報告	日本海新聞NIE表彰について	教育総務課	・・・ 40
報告	台湾との中学生相互交流事業について	教育総務課	・・・ 41
報告	日本海新聞ふるさと大賞の受賞について	社会教育課	・・・ 42

教育民生常任委員会資料

令和6年3月15日

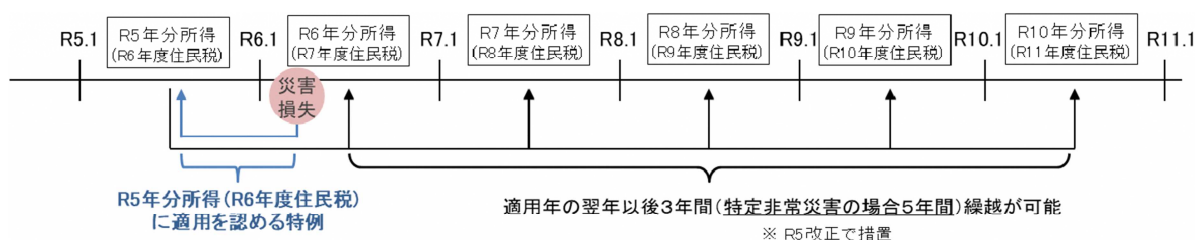
種別	説明事項	所管課	ページ番号
報告	第3次琴浦町子ども読書活動推進計画策定について	社会教育課	・・・ 43
報告	キッズオープンデーの実施結果について	社会教育課	・・・ 44

1 趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害（以下「今般の災害」という。）では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税（令和6年度分個人住民税）の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、以下のとおり今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずることとなった。

（雑損控除の特例）

○ 今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。



2 条例改正

地方税法改正により、町税賦課について特例を条例に規定し、適正な課税を図るものとする。

なお、当該改正議案については議会最終日の3月22日に追加提案したい。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(令和6年能登半島地震災害に係る雑損 控除額等の特例)</p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言の表明について

町民生活課

1 趣旨

町民・事業者・団体と町が協働して、脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現に挑んでいく姿勢を内外に示すため、令和6年3月定例会において琴浦版ゼロカーボンシティ宣言「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」を表明する。

2 経過

地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県及び市町村は、温室効果ガス排出削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされている。昨今では、脱炭素社会の実現に向けて2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体が増えており、県内では現在8自治体が宣言済み。

(鳥取市・倉吉市・米子市・境港市・三朝町・北栄町・南部町・日南町)

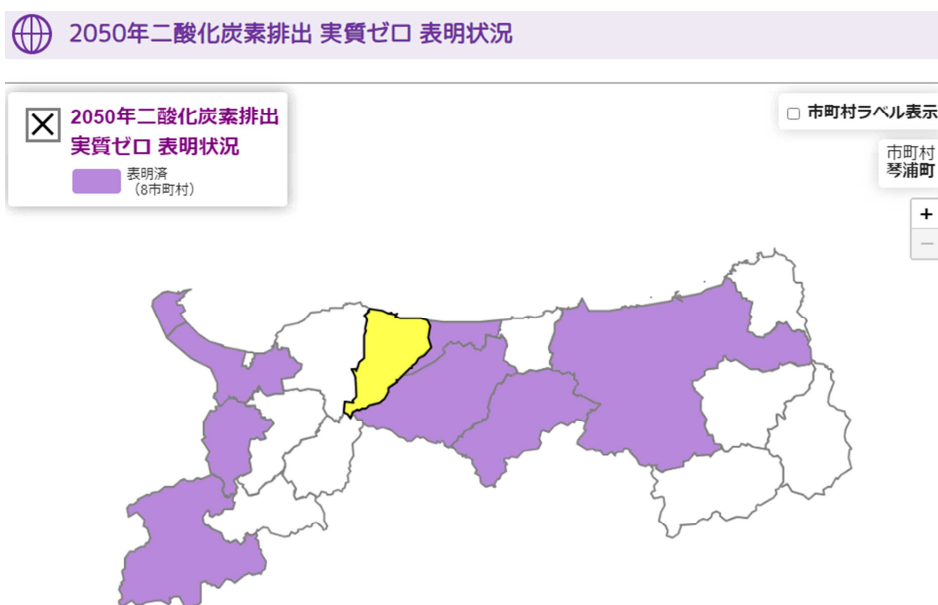
3 実施概要

宣言文及び宣言に基づく具体的施策については、別紙資料のとおり

4 今後のスケジュール（案）

・令和6年3月22日

3月定例会最終日の閉会前に宣言を行い、以降、具体的施策を展開していく



ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言

地球温暖化の影響は、環境・社会・経済などのあらゆる分野にわたり、極端な気象現象、海面上昇、生態系の変化など、私たちの日常生活や未来に深刻な打撃を与えることが危惧されています。

本町においても、平成19年の局地的豪雨や平成23年や平成30年の台風災害などにより、甚大な被害を受けています。また生態系においては、海水温の上昇が原因の一つと言われているウニの大量発生とその食害によって、沿岸部の海藻が減少・消失してしまう磯焼けの現象を招き、水産業にも影響を及ぼしています。これら地球温暖化とその影響の拡大に歯止めをかけるべく、あらゆる対策を講じていくことが急務となっています。

2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑え、さらには1.5℃以下に抑えるよう努力する目標などを掲げたパリ協定が採択されました。そして2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した特別報告書では、社会のあらゆる側面で急速かつ広範な、これまでに例を見ない変化が必要だと述べており、全世界の人為的な温室効果ガス排出量は2050年頃に実質ゼロにする必要があることが示されました。そして2020年には日本政府が、2050年までに排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。

本町ではこれまで、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの普及に向けた支援を行ってきたほか、軟質プラスチックのリサイクルや生ごみの堆肥化に向けた実証実験でごみの減量化を目指すなど、地球温暖化対策に向けた取組みを進めてきました。地球温暖化対策は、生態系のほか、人間の健康や生活に対する影響を緩和し、安心・安全な暮らしにもつながります。

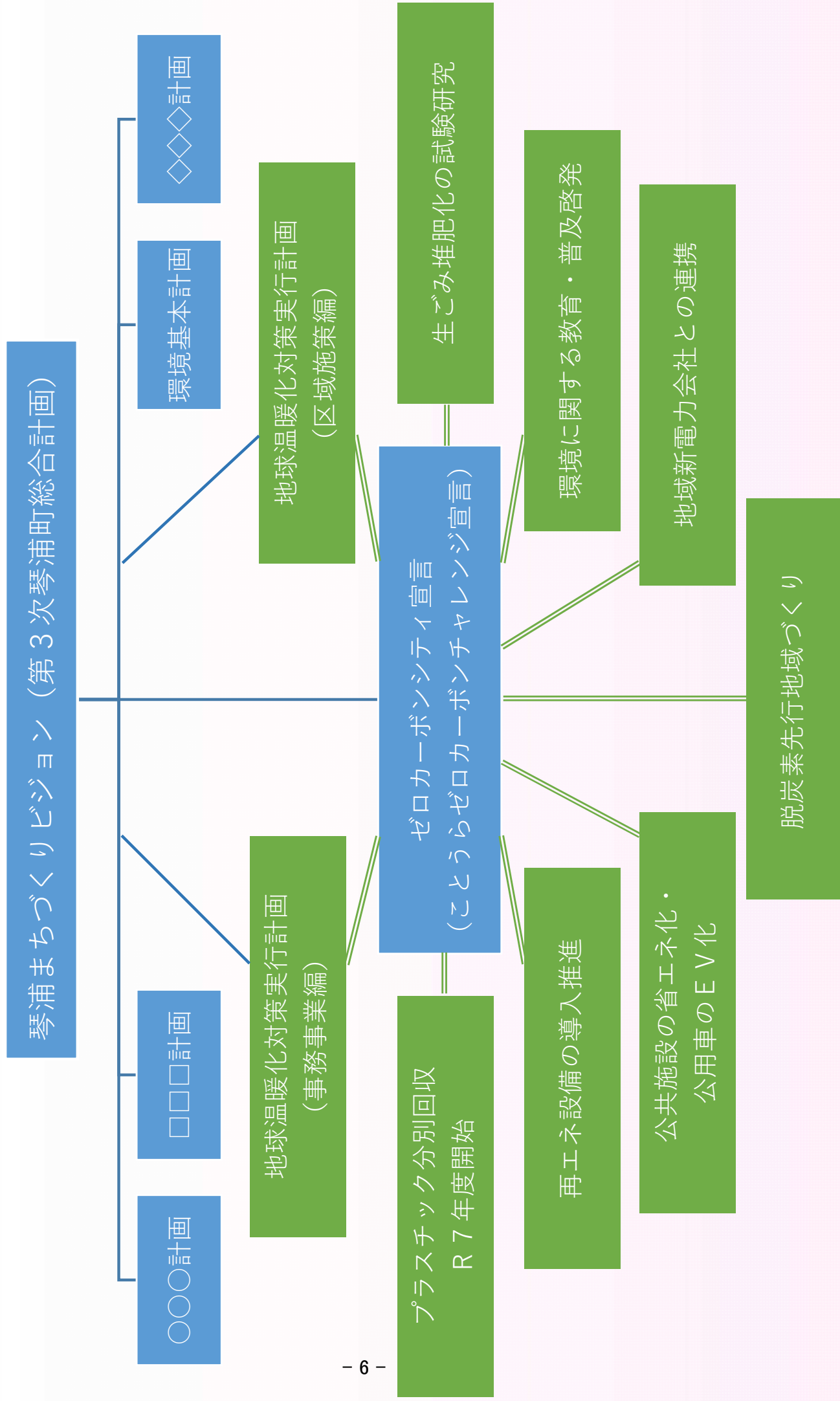
私たちは、豊かな環境を未来につなぐ責務を負っています。今後も地球温暖化対策に資する施策を強化しつつ、今こそ町民・事業者・団体・行政機関が「オール琴浦」の体制で協働し、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的かつ継続的に挑んでいくため、「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」をここに宣言します。

- 1 温室効果ガス排出量の削減やエネルギーの利用効率向上など、カーボンニュートラルの達成に向けた取組みを強力に進めます
- 2 地域特性に適した再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します
- 3 エネルギーの地産地消による地域内経済循環を目指すとともに、気候変動に対応しうる強靱で持続可能なまちづくりを目指します
- 4 温室効果ガスの吸収源となる森林や藻場の保全に努めます

令和6年3月22日

ゼロカーボンシティ宣言の位置付けと具体的施策

町民生活課



鳥取中部ふるさと広域連合に係る使用料及び手数料の改定について

町民生活課

1 趣旨

鳥取中部ふるさと斎場の使用料及びほうきりサイクルセンターの手数料について、エネルギー価格の高騰や人件費の上昇などにより施設の運営経費が増大しているため、経過措置を設けながら料金を増額していくこととなった。

2 経過

令和5年9月から11月にかけて鳥取中部ふるさと広域連合手数料等審議会（計3回）が開かれ、11月22日に審議会から答申がなされた。これを受けて連合会議等で協議が行われ、令和6年3月8日の連合議会にて条例改正が議決された。

3 実施概要

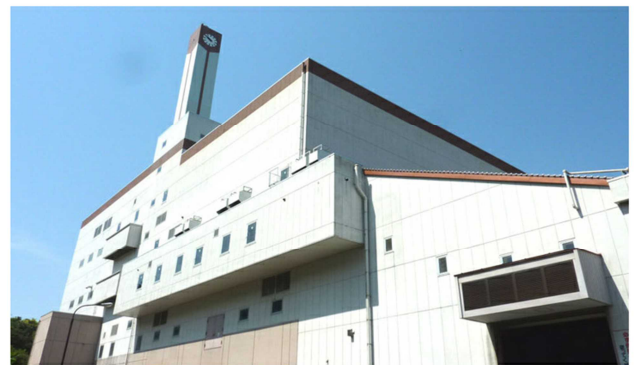
別紙のとおり

4 今後のスケジュール

- ・令和6年4月1日に条例が施行され、10月1日以降に改定後の料金が適用される。
- ・琴浦斎場の使用料改定については、今後検討を進めていく予定。



鳥取中部ふるさと斎場



ほうきりサイクルセンター

(別紙)

(1) 鳥取中部ふるさと斎場火葬施設使用料

区分	圏域内外	現行 ～R6. 9. 30	経過措置		改定後 R8. 4. 1～
			R6. 10. 1～	R7. 4. 1～	
大人(12歳以上) 1体につき	圏域内住民	12,200円	17,000円	22,000円	29,000円
	圏域外住民	49,900円	58,000円	67,000円	78,000円
小人(12歳未満) 1体につき	圏域内住民	8,100円	11,000円	14,000円	18,000円
	圏域外住民	30,600円	36,000円	42,000円	49,000円
死胎、改葬、 生体分離肢体等 1体につき	圏域内住民	5,100円	7,000円	9,000円	11,000円
	圏域外住民	22,400円	24,000円	26,000円	29,000円
小動物(収骨を必 要としないもの) 1体につき	圏域内住民	8,100円	9,000円	10,000円	12,000円
	圏域外住民	10,200円	11,000円	12,000円	14,000円
小動物(収骨を必 要とするもの) 1体につき	圏域内住民	40,700円	47,000円	53,000円	62,000円
	圏域外住民	48,900円	55,000円	62,000円	70,000円

(2) ほうきりサイクルセンターごみ処理手数料

区分	区分	現行 ～R6. 9. 30	経過措置		改定後 R8. 4. 1～
			R6. 10. 1～	R7. 4. 1～	
可燃ごみ	重量 10kg まで ごとに	125円	180円	240円	310円
可燃粗大ごみ		167円	240円	310円	410円
不燃ごみ及び 不燃粗大ごみ		177円	250円	330円	430円
びん		177円	250円	330円	430円
缶及びペットボトル (分別したもの)		31円	50円	60円	80円
犬等の死体	1頭につき	534円	760円	990円	1,300円

町内こども園・保育園における「紙おむつ定額制サービス」の開始について

子育て応援課

1 趣旨

保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、令和6年度から、町内全てのこども園・保育園で「紙おむつ定額制サービス」の運用を開始する。

2 サービス提供事業者選定の経過

- ・ 2月13日～26日 サービス提供事業者の募集 → 応募件数：4件
- ・ 3月1日 保護者代表、保育施設関係者、担当課による選定会議を開催
企画提案書および提供実績を基に書類審査を行い候補者を選定
- ・ 3月6日 審査結果の公表（町ホームページ）

○審査結果

	候補者	業者1	業者2	業者3
評価点	697	606	598	560

3 サービスの概要

町内のこども園・保育園（以下「園」という。）に入園する児童の保護者が、毎月定額の利用料を事業者に支払うことにより、園で何枚でも紙おむつ・おしりふきの提供を受けることができ、保護者によるおむつへの記名や持参、園における児童ごとの管理が不要となるサービス。

- (1) 実施期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
※利用状況を踏まえ継続（または中止）を検討
- (2) 対象施設 町内こども園・保育園7園（公立5園、私立2園）
- (3) 利用対象者 紙おむつを使用している児童（サービスの利用は任意）
・ 2歳児はおむつ外れが進むため、主な利用者は0～1歳児を想定
- (4) 提供事業者 株式会社ブリッジウエル
- (5) 費用負担 月額2,290円（手数料・税込）※保護者が事業者に直接支払う
- (6) その他 導入時2か月は無料のお試し期間を設定

4 今後のスケジュール（案）

- ・ 3月中旬 運用に向けた園との調整
保護者説明、利用希望取りまとめ
- ・ 3月中旬 「災害時における救援物資の提供等に関する連携協定」の締結
- ・ 4～5月 サービス運用開始（お試し期間）
- ・ 6月～ 本格運用開始

おむつカンパニー

紙おむつ&おしりふきが使い放題！
忙しいパパママを応援します



赤ちゃん和妈妈・パパの快適を叶える
グーンぐんぐんぐん吸収おむつをお届け
※S.M.L.ビッグ.ビッグより大きいサイズを
ご利用いただけます

月額 **2,290円** (税込)

※110円の決済代行手数料を含みます。

メリット その1

持参不要・名前書き不要で
毎朝の荷物と準備が省ける！

メリット その2

おむつの在庫の心配なし、
事前購入の手間が省ける！

メリット その3

最初の2ヶ月間無料の
特別トライアル期間付き！

初回無料でお試しいただけます。

Q. 無料お試しに参加したら、必ず契約しないといけないの？

いいえ、契約は必須ではありません。また、事前のご登録などもございませんので、ご安心ください。

Q. 解約はいつでもできますか？

毎月末日までにお申し出いただくことで、当月末でご解約いただけます。
※日割りでの返金はありませんのでご注意ください。

Q. 無料トライアル後も継続利用するにはどうすればいいですか？

お申し込みは有料開始月の前月25日までに右記QRコードより登録をお願いします。

※口座振替*orクレジットカード 決済は当月26日

*土日祝日の場合は、翌金融機関営業日

おむつカンパニー

検索



お問合せフォーム

24時間受付

<https://omutsu.jp/f/contact/parent>



TEL 03-6822-3195
受付時間：平日9:00-18:00

ご契約方法など
よくある質問

<https://omutsu.jp/q/school>



重層的支援体制整備事業について

福祉あんしん課・すこやか健康課・子育て応援課

1. 相談支援体制について

相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行う。(資料1 ページ)

2. 予算について

(1) 歳入

重層的支援体制整備事業交付金として一括交付される。(資料2 ページ)

(2) 歳出

重層的支援体制整備事業費(新設)で一体的に実施。(資料3 ページ)

3. 支援フローについて(資料17 ページ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

1. 相談支援体制について

介護、障がい、子育て、困窮の4分野の相談支援事業のこれまでの目的に重層的支援体制整備事業移行に伴い、共通して以下の項目(表中赤字部分)が追加された。以下に留意しながら、事業実施していきます。

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
- ・この事業は、「相談窓口を一本化」する取組みではなく、分散している多機関の相談支援窓口が各々に持っている専門性や機能をコーディネートして(組み合わせて)対象者を包括的に支援することを目指すものです。

分野	事業名	目的	追加された目的
介護	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。	なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、 相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。
障がい	相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。	
子育て	利用者支援事業	一人一人の子どもが健やかに成長することができ、地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。	
困窮	自立相談支援事業	本事業は、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	

(令和6年度予算)重層的支援体制整備事業について (歳入)

重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障がい、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりなどにかかる既存事業の補助金を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加して一括して交付される。

【市町村の事業実施】

高齢分野の
相談・地域づくり

障がい分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

【国庫補助等】

地域支援事業交付金

地域生活支援事業費等補助金

子ども・子育て支援交付金

生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金

生活困窮者自立相談支援事業費国庫補助金

新たな機能

多機関協働事業
アウトリーチを通じた継続的支援事業
参加支援事業

【重層支援体制整備事業】

属性や世代を問わない
相談・地域づくり

重層的支援体制
整備事業交付金

・包括的相談支援事業分
高齢・障がい・子育て・困窮

・地域づくり事業分

・多機関協働事業

・アウトリーチを通じた継続的支援事業

・参加支援事業

高齢、障がい、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりなどにかかる事業を新たな
目、民生費・社会福祉費・重層的支援体制整備事業費で一体的に実施。

(歳出)

令和5年度

会計	款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称	所属名称	No.
一般会計	3	民生費	1	社会福祉費	2	社会福祉事業費	568	社会福祉事業費	福祉あんしん課	10
						障がい者福祉費	1255	地域生活支援事業	福祉あんしん課	2
						保育所運営費	91	特別保育	子育て応援課	9
						生活困窮者自立支援費	1249	自立相談支援事業	福祉あんしん課	4
介護保険 特別会計	4	衛生費	1	保健衛生費	2	予防費	1394	子育て世代包括支援センター事業	子育て応援課	3
						総務管理費	789	包括支援センター運営費	すこやか健康課	1
						包括的支援事業・任意事業費	1265	生活支援体制整備事業	すこやか健康課	7
						一般介護予防事業費	1180	地域介護予防活動支援事業	すこやか健康課	6

令和6年度

会計	款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称	所属名称	No.	分類	事業説明書							
一般会計	3	民生費	1	社会福祉費	12	重層的支援体制整備 事業費	1629	地域包括支援センターの運営	すこやか健康課	1	相談支援	8-1-9							
							1630	障がい者相談支援事業	福祉あんしん課	2		9-12							
							1631	利用者支援事業	子育て応援課	3		10-1							
										1632	自立相談支援事業	福祉あんしん課	4		福祉あんしん課	4	参加支援	9-11	
										1633	参加支援事業	福祉あんしん課	5		福祉あんしん課	5		9-13	
										1634	地域介護予防活動支援事業	すこやか健康課	6		すこやか健康課	6	地域づくり	8-1-10	
										1635	生活支援体制整備事業	すこやか健康課	7		すこやか健康課	7		8-1-11	
										1636	地域活動支援センター事業	福祉あんしん課	8		福祉あんしん課	8		-	
										1637	地域子育て支援拠点事業	子育て応援課	9		子育て応援課	9		10-1	
										1638	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	福祉あんしん課	10		福祉あんしん課	10		9-14	
										1639	アウトリーチ等を通じた継続支援事業	福祉あんしん課	11		福祉あんしん課	11		アウトリーチ	9-16
										1640	多機関協働事業	福祉あんしん課	12		多機関協働事業	福祉あんしん課	12	多機関協働	9-15

注) 人件費の事業説明書は、除く。

新設等

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包括的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくとできる包括的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包括的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○ このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

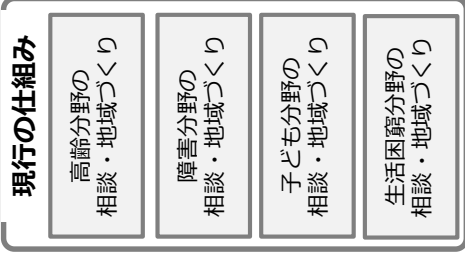
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高年齢・高齢・障害・子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

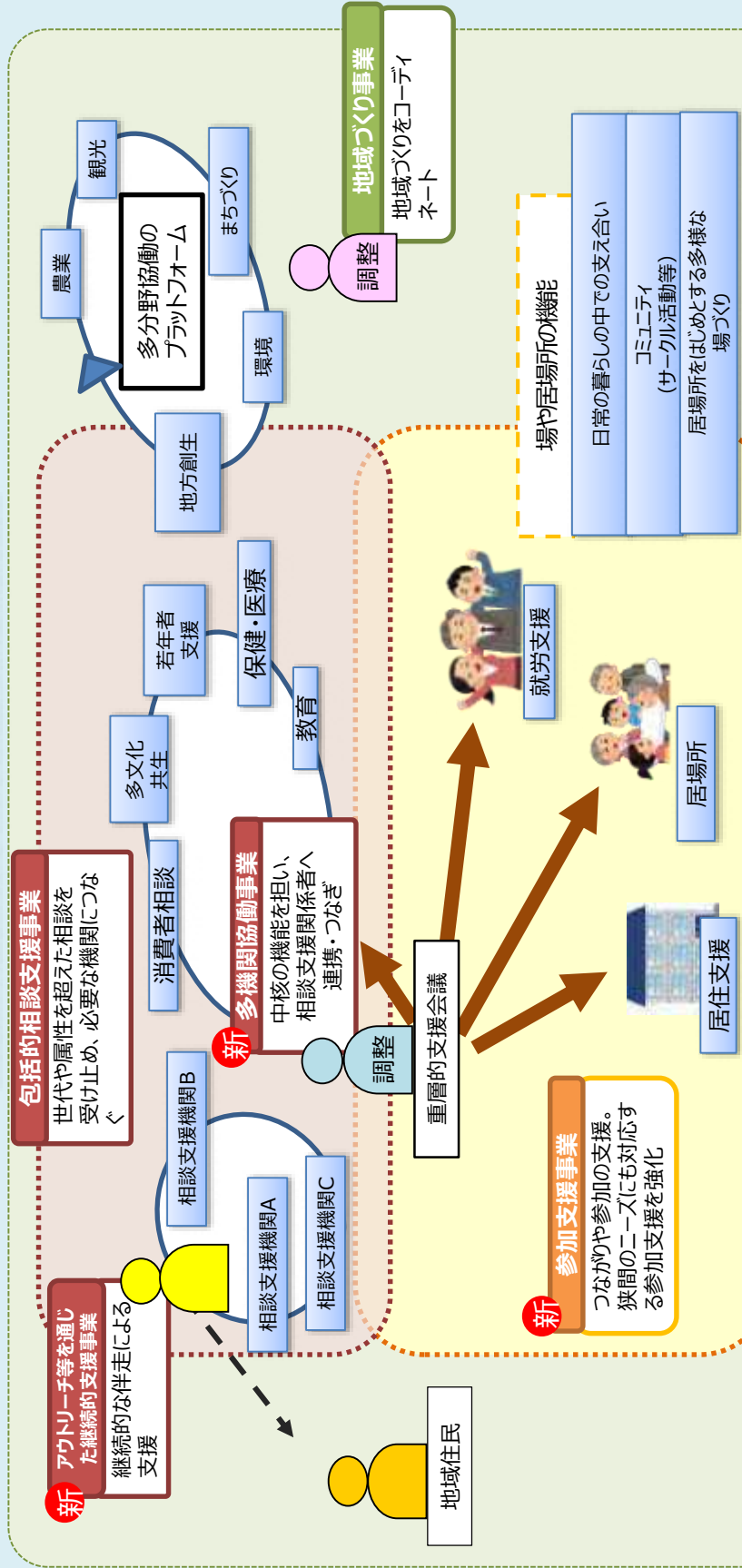


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなげることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

重層的支援体制整備事業（全体）



包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

アウトリーチ等継続支援事業における対象者の把握方法

潜在的な相談者の発見に向けて

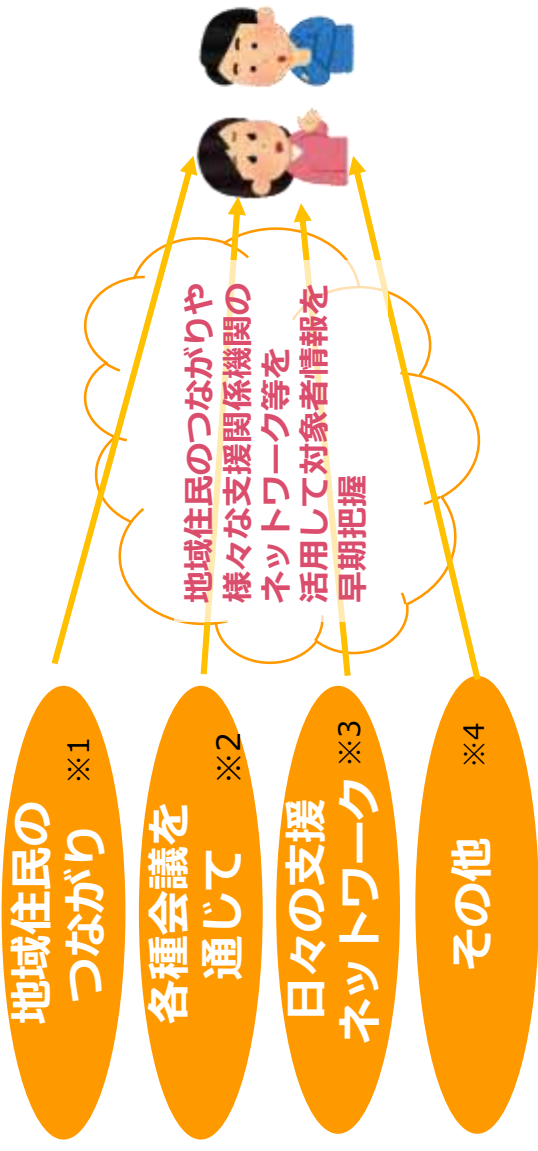
- 問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいかわからずに問題が放置されている場合が考えられる。

また、既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的な抵抗感がある場合などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。

- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要。

- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる居場所等をまわらなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながらる入口は多様に存在



(例)

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

参加支援事業の支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個性の高いニーズを有している人など

【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者

・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者

・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

(注) 上記については、あくまでも例であることに留意

参加支援事業で活用する社会資源

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源についても、

- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど、多様な社会資源が想定される。

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニティケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。

また、市町村域などにより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業
【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスをを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった

小学生になった子が気になる...

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業

拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...

何か、私たちに出来ることはないかしら？

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組が広がることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がさまざまな役割となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもたちの様子を知らした商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持つたまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでにはつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

商工会

商店街で子ども一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

自治会

社協

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもが“ちよっとした”居場所となる。

子育て支援フリーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

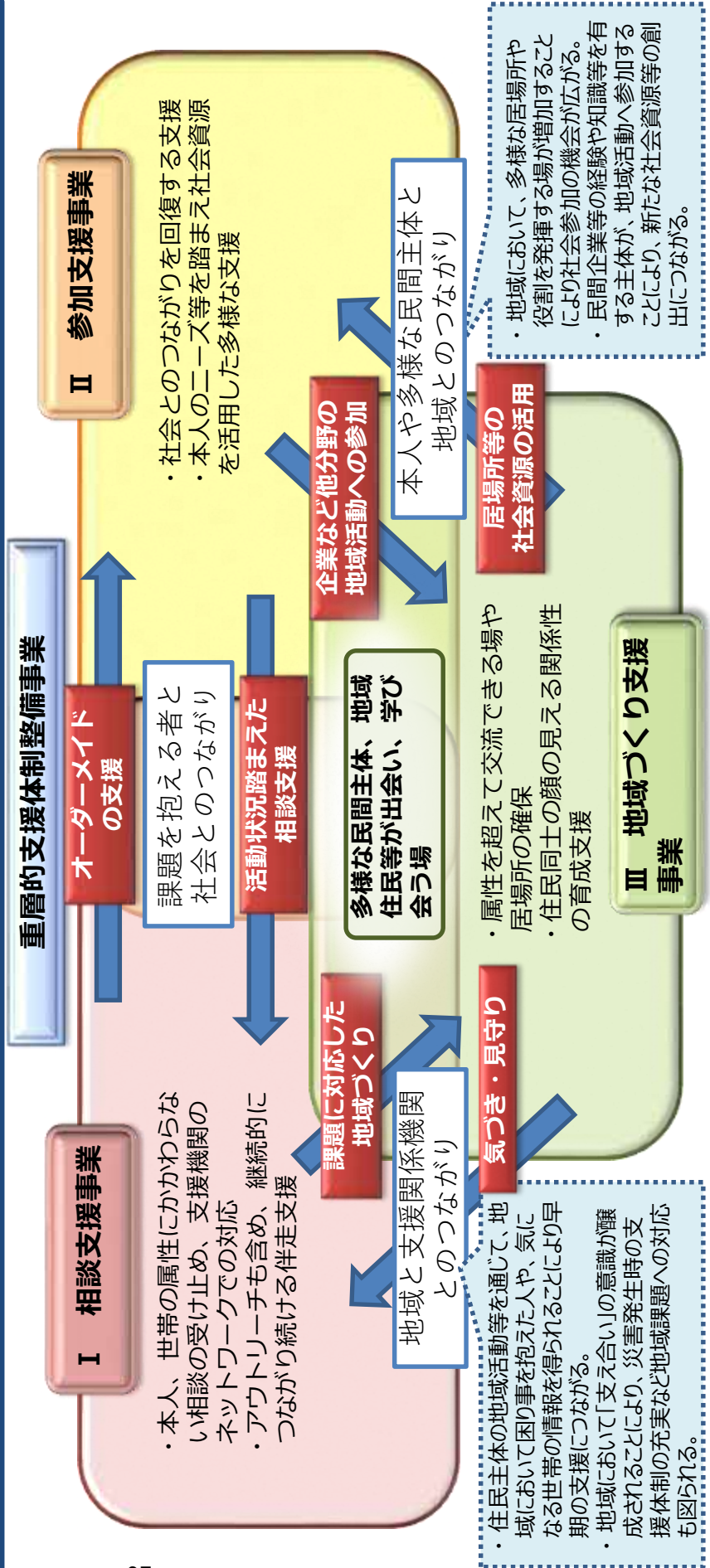
まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声が上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

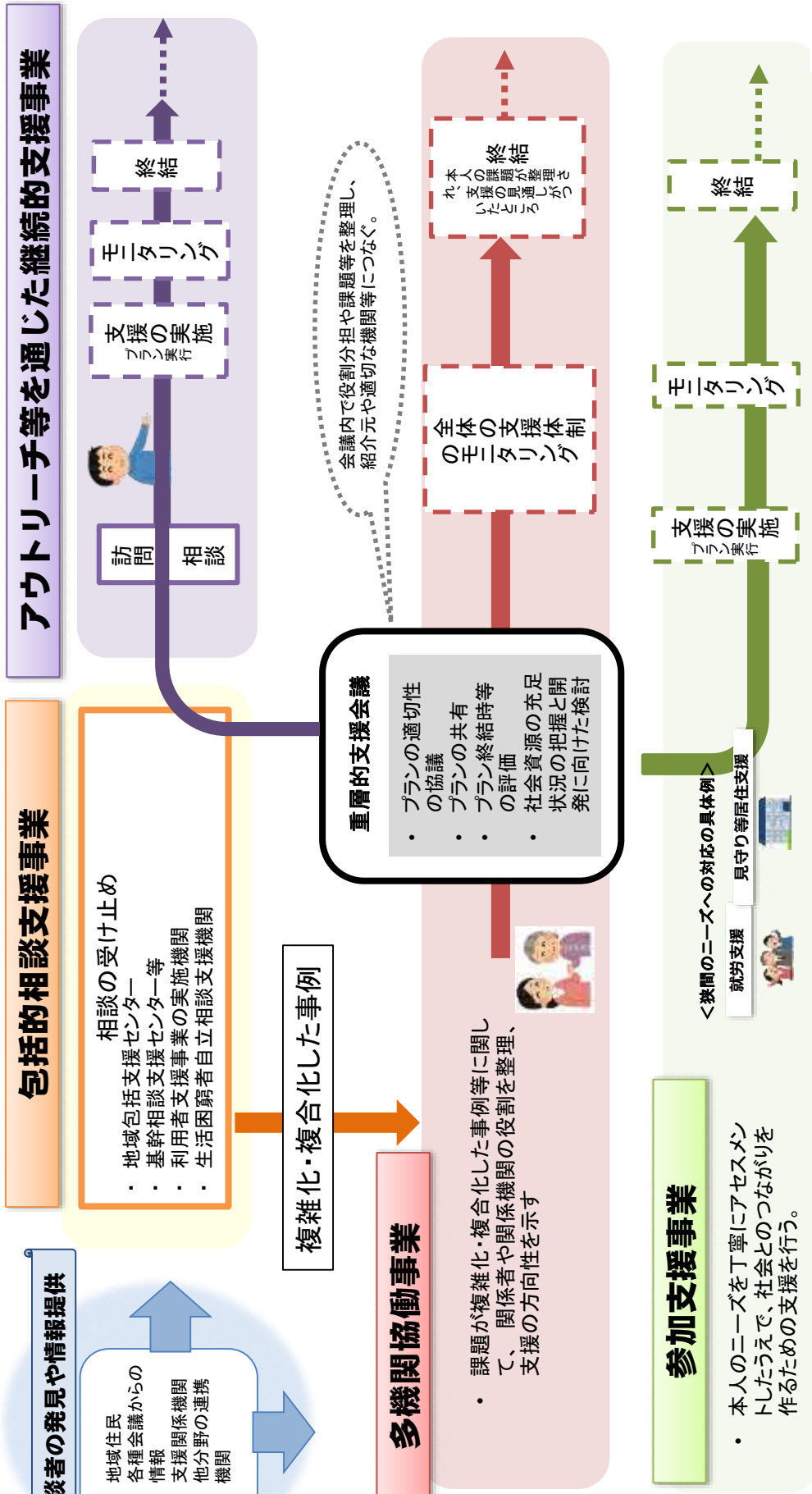
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であると判断された場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報】の取扱

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることにして本人同意を得ることとする。

重層的支援会議の開催方法等

重層的支援会議の開催方法

- 重層的支援会議は、**多機関協働事業者が主催**する。
(多機関協働事業を民間団体に委託している場合、市町村は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力を行う。)
- 重層的支援会議は、**会議の役割、検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、それらを併用した開催**が考えられる。
- 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など**既存の会議体と組み合わせるなど、効果的・効率的に実施**する。

重層的支援会議の参加者

- 多機関協働事業者
- 市町村職員
- 包括的相談支援事業者
- アウトリーチ等継続支援事業事業者
- 参加支援事業者
- その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関
(生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など)
- ※ 重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も考えられる。

会議開催のタイミング・内容

重層的支援会議は、以下のタイミングでは必ず開催する。このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。

□ プラン策定時

- アセスメント結果に基づき本人の目標、支援方針、プラン内容
- 各支援関係機関の役割分担
- モニタリングの時期の検討 等

□ 再プラン策定時

- 本人の状況変化の確認、評価
- 現プラン評価
- 再プランの内容の確認

□ 支援終結の判断時

- 本人の目標達成状況の確認、評価
- 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認

□ 支援中断の決定時

- 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中断

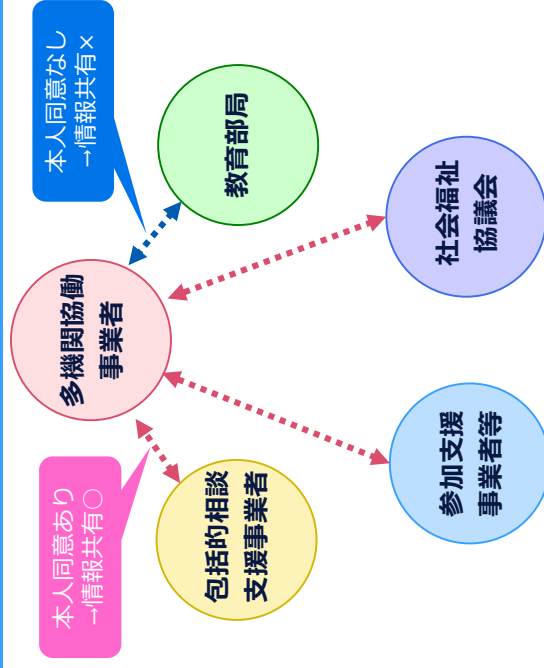
支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が発定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例

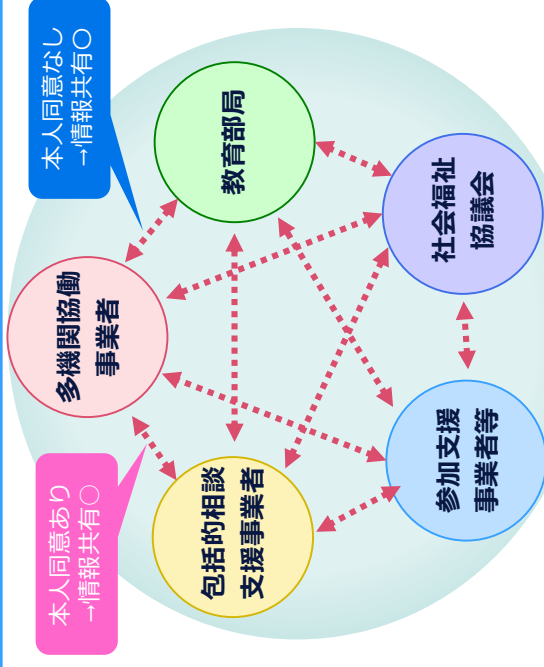


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



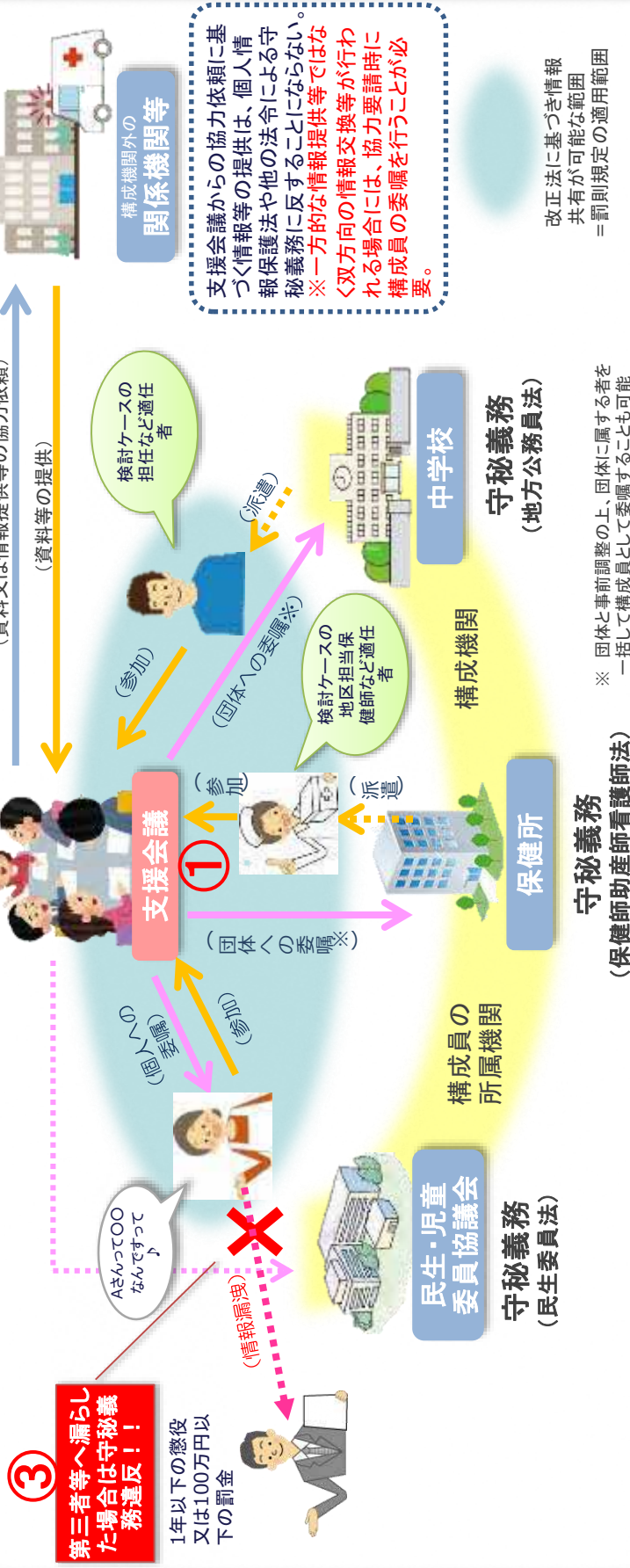
支援会議における守秘義務

支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

- ① 支援会議においては、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能**となる。
- ② 複雑化・複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能**になる。
- ③ 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



1 障がい福祉計画の趣旨

市町村は国の指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。(障害者総合支援法 88 条)

- ・提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・サービスの種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

2 計画の期間

令和6年度～ 8年度（3年間）

3 意見聴取

令和6年1月26日

○琴浦町障がい者地域自立支援協議会で実施

- ・障がい者等への支援の体制整備を図る既存の協議会
- ・協議会メンバー10人：身体、知的障がい者相談員、精神障がい者ことうら家族会代表、B型、グループホーム事業所他

4 今後の予定

- ・パブリックコメント（2月27日～3月12日）
- ・県に意見照会（3月15日）

5 新設項目（国の基本指針に準ずる）

2 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 日中活動系サービス

就労選択支援が令和7年度から開始されるのに伴い、項目を追加

5 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

重層的支援体制整備事業の実施に伴い、項目を追加

6 既存項目（国の成果目標値を基に設定）

◎ 各種障がい者手帳の所持者数

前回計画と比較し、身体障害者手帳が739人から688人に51人減少、療育手

帳が 115 人から 138 人に 23 人増加、精神障害者保健福祉手帳が 146 人から 165 人に 19 人増加、全体が 1,000 人から 991 人に 9 人減少しました。

1 令和 8 年度の数値目標の設定

(2) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者数は、令和 3 年度 1 人、令和 4 年度 1 人、令和 5 年度 4 人の合計 6 人でした。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第 6 期計画に基づき、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を中部圏域に整備しました。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和 5 年度末までに中部圏域障がい者地域自立支援協議会で設置予定です。

2 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

重度訪問介護は令和 4 年度から強度行動障がい者 1 名利用者があり、実績から見込み量を 1,488 時間としました。

4 障害児通所支援等の見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

医療型児童発達支援が令和 6 年度から児童発達支援と統合されるのに伴い、項目を削除

1 事業の目的

高齢者施設等における利用者の安全性確保を図るため、防災・減災対策を実施する介護事業者に対し、整備事業に要する経費を支援するもの。

2 対象施設

- (1) 施設の名称 陽だまりの家ことうらグループホーム
- (2) 施設の所在地 鳥取県東伯郡琴浦町逢東 123 番地 1
- (3) 施設の種類 認知症高齢者グループホーム
- (4) 設置・経営主体 株式会社 ソルヘム

3 事業費等

- (1) 内示額 6,691,000 円（財源：国庫支出金 10/10）
- (2) 対象経費 6,691,000 円（補正予算計上額）
- (3) 総事業費 7,360,980 円
- (4) 事業実施期間（予定） 令和6年4月～11月

4 事業内容

- (1) 空調設備改修
耐用年数を超過し老朽化した空調設備の改修
- (2) 避難経路改修
安全な避難経路を確保するため扉の開閉等の改修

5 その他

- ・令和5年度追加補正予算として3月議会に上程し、令和6年度に繰越す。
- ・令和6年1月12日令和5年度二次協議申請、令和6年2月29日内示通知

1 パブリックコメントの概要

(1) 内容（別添）

健康ことうら計画（第4期琴浦町健康計画）（案）

(2) 意見募集の期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月4日（日）

(3) 周知方法

行政放送、町ホームページによる周知

閲覧場所（役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく）の設置

2 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	持参	合計
0	0	0	1	1

3 意見の内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものも含む） ②既に盛り込み済み
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

項目	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方
喫煙対策	<p>喫煙対策のことについて、たばこは体によくないのでやめてもらいたい。</p> <p>令和2年4月から施行された受動喫煙対策により、病院・学校、行政機関では原則敷地内禁煙、それ以外の施設も原則屋内禁煙となっている。</p> <p>たばこを吸っていると体に悪い影響が増加しやすいので今一度やめていただく方向で検討をして欲しい。</p>	<p>本計画では第3章（P.33～）に喫煙対策について記載しています。具体的な内容としては、健康被害についての啓発、禁煙教育の実施、すでに喫煙している人に対して禁煙指導の実施や禁煙に関する支援情報の提供を行うことを施策や取り組みに掲げています。また、受動喫煙対策の強化を受け、人の多く集まる場所などで、受動喫煙を未然に防ぐ環境整備を引き続き進めていきます。</p> <p>そのため、計画では妊婦や各年代、男女別の喫煙割合及び受動喫煙発生状況を調査し、具体的な施策につなげられるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>

②

第3期琴浦町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について

すこやか健康課

第3期琴浦町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について、次のとおり報告するもの。

1 計画の期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

2 琴浦町国民健康保険運営協議会委員の構成（9名）

被保険者代表 3名、公益代表 3名（農業委員会、食生活改善推進員、民生児童委員）、医療機関代表 3名

3 計画の概要【別添に計画】

（1）趣旨

国民健康保険被保険者の健康の保持増進や生活の質の向上を図るため、レセプトデータや特定健診結果の分析などを踏まえ、6年ごとに計画を策定するもの。

（2）データから見る主な健康課題

- ①新規の人口透析治療患者が増加（40～59歳男性 4人、6年前策定時は0人）
- ②男女ともに腎不全・糖尿病、高血圧性疾患の1人当たり外来医療費が他の疾病と比べ高い。
- ③生活習慣病の患者割合は、40～59歳女性の糖尿病を除き、県平均より高い。また、40～59歳女性の高血圧、脂質異常症の割合は県平均と比べ、5%程度も高い。

（2）方針

○計画目標

「被保険者の健康保持増進及び健康寿命の延伸を目的とし、医療費の適正化及び保険者（町）の財政基盤の強化を図る」

○取組の方向性

- ①生活習慣病の発症抑制と重症化予防への取組強化
（特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防等）
- ②県内保険者共通の評価指標を設定（国・県による標準化の推進）
- ③高齢者の割合が高いことを踏まえ、介護部門や後期高齢者医療分野との連携や取り組みの強化

4 運営協議会の開催状況

第1回 令和5年6月8日（木）、第2回 令和6年2月15日（木）

5 今後の予定

2月27日（火）～3月12日（火） パブリックコメント

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

すこやか健康課

1 パブリックコメントの概要

(1)内容（別添に計画）

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）

(2)意見募集の期間

令和6年2月7日（水）～令和6年2月21日（水）

(3)周知方法

行政放送、町ホームページによる周知

閲覧場所（役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく）の設置

2 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	持参	合計
0	0	1	0	1

3 意見の内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものも含む） ②既に盛り込み済み
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

項目	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方
目標及び施策	令和6年4月から重層的支援体制整備事業実施と書かれていますが、どこが窓口になりますか。新しい窓口ができますか。多問題重複課題の相談対応は、部署横断で課題解決に取り組む必要が出てくると思われます。ぜひとも効果的に事業が行われるよう、窓口設置、担当者配置の検討をお願いいたします。	これまでどおり、介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野の窓口が相談をお受けしますが、困り事が複雑多岐にわたる場合やどこに相談すればよいか分からない場合は、福祉あんしん課にご相談ください。 また、新たな窓口の設置はありませんが、既存の相談支援や取組を活かし複雑化・複合化した課題に幅広く対応します。

⑤

	<p>生活支援コーディネーターさんが各市町で活躍しているようです。日常圏域を1つとしている琴浦町は1人ですか。</p> <p>20ページに記されているのですが、どこに配属されていますか。計画の中で位置づけがわかりにくかったので明示していただけると、どこにいて何をしているのかわかり相談しやすくなります。</p>	<p>現在、すこやか健康課に1名配置しています。</p> <p>重層的支援体制整備事業実施に伴い、令和6年4月以降は琴浦町社会福祉協議会に当該事業を委託し1名配置予定です。</p> <p>生活支援コーディネーターの記載につきましては、位置づけがわかりやすいよう計画中に追記します。</p>	<p>①</p>
--	---	--	----------

1 趣 旨

N I E活動に取り組む学校や個人、団体などを顕彰するため、新日本海新聞社が新たに創設した制度。

琴浦町立船上小学校が鳥取県内初の表彰を受けました。

* N I E : Newspaper in Education の略
新聞を学習教材として活用する取り組み。



2 船上小学校N I E活動の取り組み

船上小学校では、児童の読む力や考える力を育むことなどを目的に、N I E活動に積極的に取り組んでいます。

開校以来 10年連続で学校新聞を発行。また、学習活動の中で新聞を活用するほか全校N I E参観日を開催したり、児童が読者として寄稿したりするなど、さまざまな取り組みを継続して行っています。



1 参加申込状況について

申込期限 令和6年3月1日（金）

申込者数 8人（東伯中学校6人、赤碕中学校2人）

2 相互交流事業計画

生徒派遣 令和6年7月31日（水）～8月4日（日）4泊5日

生徒受入 令和7年2月12日（水）～2月16日（日）4泊5日

*相互ホームステイ

3 派遣準備スケジュール

事前説明会（予定）

日時：令和6年4月30日（火）

会場：まなびタウンとうはく

対象：参加者及び保護者

事前研修会（語学講座を含む）

- ・7月上旬まで6回程度開催
- ・琴浦町や学校のPRスライド等の作成
- ・英語、台湾華語等の語学を学習

1 趣旨

スポーツ、文化振興、地域の発展に寄与した個人や団体を顕彰することで、活動の奨励および活動の波及効果を目的とするもの。

鳥取県内の各市町村と（一般社団法人）日本海新聞ふるさと創り事業団とが共催で表彰するもので、和5年度は、下記の2団体が表彰されました。

2 受賞者

(1) 地域貢献賞

ほこてん商会実行委員会

琴浦町のJR赤碕駅前ににぎわいを取り戻したいとの思いから、町内の有志が集まり、イベントをしようと結成。

同町役場分庁舎の駐車場でビアガーデンを行ったり、同駅前の道路で「歩行者天国イベント」を開催したりするなど、地域活性化に貢献している。



(2) スポーツ文化功労賞

赤碕中学校駅伝部

駅伝部男子が、鳥取県中学総体で28年ぶりに優勝を飾り、昨年12月の全国中学校駅伝大会（滋賀県）に出場。31位と健闘した。

全国都道府県対抗男子駅伝（広島市）でもエース山本圭悟選手が区間5位で5人抜きと大健闘し、県順位の31位に大きく貢献した。



3 その他

- ・ 2月25日（日） 表彰式開催
- ・ 2月28日（水） 日本海新聞に表彰式の様子が掲載
- ・ 3月以降 日本海新聞に県内受賞者一覧が掲載
- ・ 4月 4月号町報誌掲載

第3次琴浦町子ども読書活動推進計画策定について

社会教育課

1 趣旨

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中でも、自ら進んで読書活動を行うことができるよう、読書の機会の充実や読書環境の整備、推進を図っていくため、第3次計画を策定しました。

2 策定経過（パブリックコメント以後）

（1）パブリックコメントの実施

意見募集期間：令和5年12月6日（水）～12月26日（火）

パブリックコメントの結果：意見提出0件

（2）計画案の修正

12月26日に開催された学校図書部会での意見を元に、1カ所修正

※学校図書部会：町内小中学校の司書教諭・学校司書、指導主事、司書による連絡会

（3）第3回子ども読書活動推進計画策定員会

日時：2月28日（水）…悪天候のため中止

書面による報告、修正案の承認

（4）教育委員会にて承認

2月19日、琴浦町教育委員会定例会で計画案を承認

3 今後のスケジュール

令和6年4月 本計画施行

4 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画

●別添のとおり

キッズオープンデーの実施結果について

社会教育課

1 趣旨

屋内での子どもの遊び場不足解消のため、中学生以下の子どもを対象に、公共施設の一部を無料開放する「キッズオープンデー」を実施しました。

2 対象

町内在住の中学生以下の子ども及びその保護者
(小学2年生以下は保護者の同伴必須)

3 実施結果

以下の2施設で実施しました。

日時・会場	来場者数
上郷地区公民館 体育館 1/13 (土)、2/10 (土)、3/9 (土) 13:00~16:00	1/13… 3名 (子ども2名、保護者1名)
	2/10… 5名 (子ども3名、保護者2名)
	3/9… 3名 (子ども2名、保護者1名)
まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール 2/11 (日・祝)、3/10 (日) 10:00~12:00、13:00~16:00	2/11… 3名 (子ども2名、保護者1名)
	3/10… 6名 (子ども4名、保護者2名)

【来場者からの意見 (アンケートより抜粋)】

- ・友達と遊べて楽しかった。
- ・天気が悪くても体を動かせるのは良いと思った。
- ・何をするか、いつするか自分で自由に決められるので良かった。
- ・防寒対策と遊ぶ道具を持ってないとなかなか参加が難しい。

4 その他

・来年度以降の実施については、利用状況やアンケートの意見等をふまえて検討します。